

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	14-8
許認可等の種類	家畜市場の登録証の再交付			
根拠法令条例等・条項	家畜取引法第9条第2項			
許認可等の概要	家畜市場登録証を滅失又は汚損した者に対する再交付。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	1 登録証の再交付の申請は、様式第4号により提出すること。			
基準の制定根拠	同法施行規則第3条第4項			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日以内	(内訳) 経由機関 (地域振興局) 協議機関 ( ) 処分庁 農政部園芸畜産課	7日以内 3日以内	
期間の制定根拠	—			